

《注意喚起》日本学生支援機構奨学金の奨学生であった皆様へ

10月から口座振替にて、奨学金の返還を開始されていると思いますが、最初の引き落としができない方がいるとのことです。最初の引き落としができないと、延滞となって、なかなかその状態から抜け出せなくなる恐れがありますので、以下を確認してください。

- ・返還金は、口座から、きちんと引き落とされていますか。
- ・口座振替の手続きを行っていないため日本学生支援機構から請求書を受け取って、まだ支払いが済んでいないようなことはありませんか。

万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度（※）などの仕組みがありますので、《日本学生支援機構の相談窓口》に電話してください（要 奨学生番号）。

※第一種奨学金の返還方式で所得連動返還方式を選択している場合、減額返還制度は利用できません。

2017年度から各学校の貸与及び返還に関する情報が、日本学生支援機構のホームページ上で公開されています。また、奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となりのため、遅延無く返還してください。

《日本学生支援機構の相談窓口》 電話0570-666-301

(海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル **03-6743-6100**)

詳しいことを知りたいときは、こちらへ。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>